

平成25年審査の目標期間の達成状況等について（公表）

平成26年2月27日

● 審査期間の目標及びその達成状況について

愛媛県労働委員会は、不当労働行為事件の審査期間の目標を、申立てを受けた日から起算して概ね1年以内としています。

なお、平成25年中に終結した事件はありません。

● 不当労働行為事件の処理状況等

平成25年中の不当労働行為救済申立事件の係属件数は、新規事件1件（対前年比同数）で、翌年に繰り越しました。

事件番号	申立人	申立年月日	終結年月日	申立該当号	申立内容	終結区分	審査委員	参与委員		処理日数
								労	使	
平成25年第1号	組合	25.6.3	—	2・3	団交応諾 支配介入禁止	(繰越)	(長)山下 戸澤	砂田	山下	係属中

(参考)

労働組合法第27条の18（審査の期間）

労働委員会は、迅速な審査を行うため、審査の期間の目標を定めるとともに、目標の達成状況その他の審査の実施状況を公表するものとする。